

平成28年（行ウ）第229号

大東市北条西小学校跡地活用地区工事談合損害請求事件（住民訴訟）

原 告 光城敏雄外4名

被 告 大東市長 東坂浩一

原告準備書面（3）

2017年7月18日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 豊 島 達哉

弁護士 西 川 満 喜

東坂浩一、西辻勝弘、田中祥生、野口光博の注意義務について

大東市での公共工事では事後審査型制限付一般競争入札制度による入札が行われているが、この制度は大東市外の業者が入札に参加しにくい制度であり、結果として、登録住所が大東市内である数社が常に入札に参加し、談合が行われやすい状態であった。

市は適正な工事費用で公共工事の発注をしなければならず、そのためには公正な競争が行われる一般競争入札がなされ、談合が行われないように入札制度について常に注意を払い、談合が行われた状況がある場合には入札のやり直し等の措置を取

るべきである。

本件は平成26年11月14日に入札が行われているが、それ以前にも本件と同様の事後審査型制限付一般競争入札が行われ、本件と同じ、大東市内の業者が入札に参加して、落札率90%以上の高値落札がされてきた（とりわけ平成26年5月22日の市民会館2階ホール増築他工事は入札業者3者の内2者が予定価格を超える価格で入札をし、予定価格ぴったりの入札価格を付けた業者が落札するという異常さであった。これは明らかに談合が継続的に行われていることを強く推認させる結果と言える。

このような事後審査型制限付一般競争入札制度の運営状況からすれば、大東市は本件工事については、同じ市内業者が中心となって参加してきて、談合の温床となっていることが明白である事後審査型制限付一般競争入札制度を見直して、例えば一般競争入札の方法で入札を実施すべきであった。

また事後審査型制限付一般競争入札制度により入札が行われた結果、市内業者が中心となったJVのみが入札をし、落札率も88.5%と高値であったことからすれば、本件についても談合が行われた者と判断をし、入札のやり直し等の適切な措置をとり、高額の工事代金を公金から支出しなくて済むような適切な措置をすべきであった。しかし談合による高値落札の金額に基づいた工事請負契約が締結された。

本件入札は大東市総務部と、同部契約課が担当部課である。総務部長田中祥生と契約課長野口光浩は、担当職員として、①談合の温床となる事後審査型制限付一般競争入札制度を本件で利用しない義務に反し、②談合による高値落札を知った後、入札のやり直し等、高値を是正するための適切な措置を講じず、漫然と契約締結をすすめ③高値の契約金の支払いについてもなんら適切な措置をとらなかつた過失がある。

西辻勝弘は、大東市の副市長であり、本件について担当部署が適正に職務を遂行するよう監督指揮する義務があるがこれを怠つた。

東坂浩一は大東市の市長であつて、市の行政の最高責任者であつて、市政全体が適正適法に行われるよう監督指導する義務がある。

本件については工事請負契約の締結についての伺い書が副市長、市長にも回つてきており、市長は印を押し、市長は決済をしている（甲1号証）。また契約上発注者は大東市長東坂浩一であり、東坂は自己の決済事項であるのだから、とりわけ適正、公正、適法さに注意を払わなければならないが、これを怠つた。